解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十日

京都市下京区醒ヶ井通七条上る華園町七〇番地　真宗興正寺教学財団

清算人　華園　真暢

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十二月十四日付知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年一月二十日

奈良県葛城市北花内六七六番地　葛城市ＪＲ大和新庄駅東地区土地区画整理組合清算事務所

清算人代表　横田　豊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月十七日開催の総会の決議、平成二十三年十二月十九日中国総合通信局長及び広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十日

広島市中区基町二一番三号　社団法人広島県電気通信基盤整備センター

代表清算人　村井　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十日

山口県山口市阿東地福上二三六三番地の三　地福地区農事組合法人

代表清算人　石田　純一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十二日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十日

高知県香南市香我美町下分六四七番地　清算法人野市町西部土地改良区

代表清算人　宮﨑　孝夫

配当公告

三重県伊賀市下神戸一〇一五番地　破産者　東本　馨

右の者に対する津地方裁判所伊賀支部平成二十二年（フ）第八九号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金二四八、一一一、一二一円

一、配当することのできる金額　金六、二〇二、七七八円

平成二十四年一月二十日

三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階　破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区郡山二丁目一一七番地、最後の住所宮城県仙台市太白区郡山二丁目一一番一七号　被相続人　亡　庄子　善範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

宮城県柴田郡大河原町字西桜町三番地七　相続財産管理人　弁護士　小野田耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字西久米五〇番地、最後の住所秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保七七番地　被相続人　亡　西山　イサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

秋田県由利本荘市矢島町田中町九番地　相続財産管理人　司法書士　宮原　昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市太平八田字八田二七七番地、最後の住所秋田県秋田市太平八田字八田二七七番地　被相続人　亡　佐藤　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

事務所秋田市山王六丁目一番一号　相続財産管理人　司法書士　菊地喜久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡真室川町大字釜渕三七三番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　庄司　延孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

事務所　山形市旅篭町一丁目一七番二二号　相続財産管理人　村山　永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那須町大字寺子丙二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島　忠家

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

栃木県那須塩原市石林二二四番地六　相続財産管理人　司法書士　片柳　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市扇町屋三丁目三三六番地、最後の住所埼玉県入間市扇町屋三丁目一番六号　被相続人　亡　齊藤　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

埼玉県入間市向陽台一丁目一番地二〇入間駅前プラザ八―七〇四　相続財産管理人　弁護士　根岸　透

第85期決算公告

平成24年1月20日　東京都港区赤坂6丁目13番19号

赤谷電気工業株式会社

代表取締役　安西　直之

貸借対照表の要旨

（平成23年8月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	91,680	流動負債	41,022
固定資産	535,074	固定負債	473,774
有形固定資産	463,891	**負債合計**	**514,796**
無形固定資産	58	株主資本	111,958
投資その他の資産	71,125	資本金	30,000
		資本剰余金	5,755
		（資本準備金）	（5,755）
		利益剰余金	76,203
		（その他利益剰余金）	（76,203）
		（うち当期純利益）	（2,925）
		純資産合計	**111,958**
合計	**626,754**	**合計**	**626,754**

第50期決算公告

平成24年1月20日　東京都江東区新木場1丁目18番10号

日本図書輸送株式会社

代表取締役社長　中嶋喜久雄

貸借対照表の要旨　（平成23年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	1,933,548	流動負債	1,457,956
固定資産	3,942,590	固定負債	686,239
		株主資本	3,732,010
		資本金	490,000
		資本剰余金	210,000
		資本準備金	210,000
		利益剰余金	3,032,010
		利益準備金	68,480
		その他利益剰余金	2,963,530
		（うち当期純利益）	（278,112）
		評価・換算差額等	△68
		その他有価証券評価差額金	△68
資産合計	**5,876,138**	**負債・純資産合計**	**5,876,138**